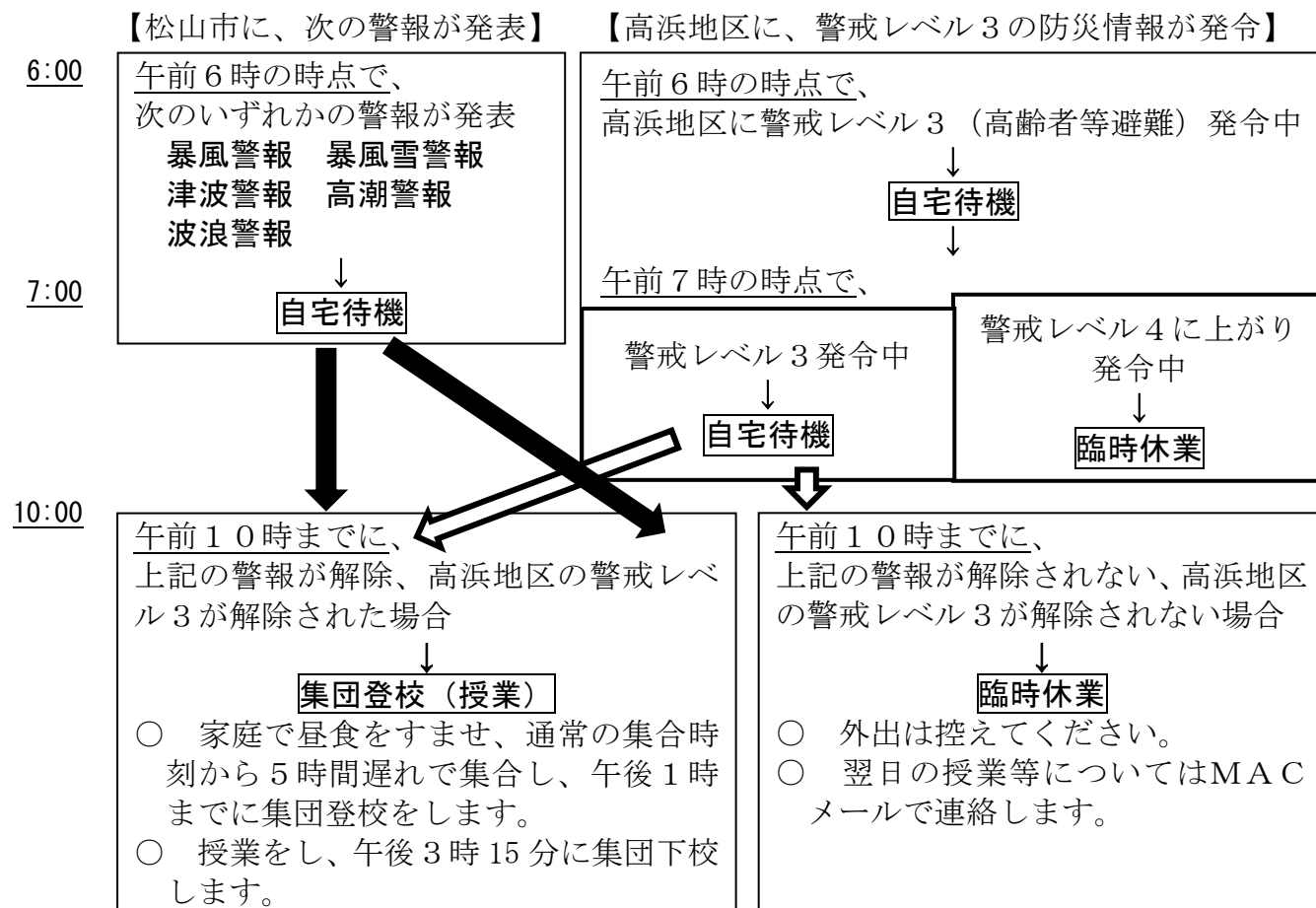


令和 7 年度 高浜小学校非常変災時の対応について

1 特別警報発表または警戒レベル 4（避難指示）発令時の対応

松山市にいずれかの特別警報が発表されている場合、または高浜地区に警戒レベル 4（避難指示）が発令されている場合は、**臨時休業**とする。

2 警報発表時の対応



- (1) 登校の途中に上記の警報等が出た場合は、すぐに帰宅して自宅で待機します。
- (2) 自宅待機及び臨時休業中は、できるだけ大人と過ごし、外出は控えてください。避難情報に注意し、行政の指示に従ってください。

3 登校後に、上記の警報又は警戒レベル 3 以上の避難情報が出た場合

状況を総合的に判断し、次のような対応が考えられます。（MAC メールで連絡します。）

- (1) 地区担当教師が付き添い、集団下校（給食時以前の場合、費用は保護者負担となります。）
- (2) 警報等が解除するまで学校待機（場合によって、児童の引き取りを保護者をお願いします。帰宅先や保護者の連絡先が、通常の下校時と異なる場合はお知らせください。）

4 大雨警報・洪水警報等が発表された場合

上記 2 の「暴風警報、暴風雪警報、津波警報、高潮警報、波浪警報」以外の警報の場合は、原則として登校します。ただし、冠水して道路を通行できない場合や、土砂災害等の危険がある場合など、登校に危険が伴う恐れがあると考えられる場合は、保護者の方の判断で自宅待機（出席停止扱いとします）させるなど、児童の安全を最優先してください。

5 大規模地震が発生した場合

(1) 震度 4～5 弱の地震が発生した場合

発生時	対 応
登校前 登下校中	○ 自宅待機 とし、学校からの連絡（MACメール、HP）を待ちます。 ○ 安全な場所に一時避難をし、地震がおさまったあと、安全を確認しながら、学校か自宅の近い方へ避難します。ただし、自宅に保護者がいない場合は、学校へ避難します。学校から保護者へ児童を引き渡します。
在校中	○ 安全な場所に避難し、以後の対応について必要な場合は、学校から連絡します。安全が確認できた場合は、地区担当教師が付き添い、集団下校をします。

(2) 大規模地震（震度 5 強以上）が発生した場合

発生時	対 応
登校前 登下校中	○ 臨時休業 とし、学校からの連絡（MACメール、HP）を待ちます。 ○ 安全な場所に一時避難をし、地震がおさまったあと、安全を確認しながら、学校か自宅の近い方へ避難します。ただし、自宅に保護者がいない場合は、学校へ避難します。学校から保護者へ児童を引き渡します。
在校中	○ 安全な場所に避難し、児童を保護者へ引き渡します。保護者に連絡がつかない場合や、津波などの二次災害の恐れがある場合は、帰宅させず、安全な場所に留め置きます。

6 愛媛県に「Jアラート」による緊急情報発信があった場合

発信時	対 応
登校前 登下校中	○ 自宅待機 とし、学校からの連絡（MACメール、HP）を待ちます。 ○ 近くの頑丈な建物（ビルや学校）内に避難する。窓から離れた場所で身を守る姿勢をとる。安全が確認されるまでは、その場から動かない。建物がなければ物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。安全が確認された後、教職員が各通学路で対応し学校まで引率します。
在校中	○ 安全な場所に避難し、安全を確認後、通常日課に戻ります。 ○ 学校や校区内に被害が出た場合など、状況によっては児童を学校に留め置き、学校から保護者へ児童を引き渡します。

7 その他

- (1) 以上は、原則的な対応です。状況によって変更する場合がありますので御了承ください。
- (2) 上記内容についてはMACメールで配信します。しかし、MACメールおよび学校ホームページは、非常変災時には回線が混み合って情報伝達が遅れたり、状況によっては情報伝達が不可能となったりする場合も考えられます。その際には、本文書を基本として、各御家庭で適切な対応をお願いします。
- (3) 本校は松山市の発令する警戒レベルに基づいて対応します。松山市の災害対策本部からの指示・命令があった場合は、それに従ってください。
- (4) 保護者の方が安全を確保できないと判断して自宅待機（出席停止扱い）させる場合や、通学路の異常を発見した際は、学校にお知らせください。
- (5) 学校から保護者の方への児童の引き取りが必要な状況が生じた場合は、児童のお迎えをお願いします。

※ このプリントをよく見えるところに掲示しておいてください。

高浜小学校 TEL:951-0321 FAX:951-4977